

3. 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川整備の基本的な進め方

河川の整備にあたっては、「災害の発生の防止又は軽減」、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」というそれぞれの目的が調和しながら達成されるよう、以下のような考え方のもと総合的な視点で推進する。

現状の豊川は堤防整備が比較的進んでいるものの、河道内整備の進捗が遅れているとともに、洪水調節施設の整備が進捗していないため、洪水時には河川水位が高い状態となり、堤防の安全性が確保できないばかりか、霞堤地区では中小洪水でも浸水被害が発生し、下流部では内水被害が発生している。このため、洪水時に全川的な河川水位の低下を図るため、洪水を貯留し全川にわたって水位低下効果が期待できる洪水調節ダムを整備するとともに、ダム調節後の流量を流す断面が不足している箇所について、上下流バランスに配慮しながら、流下能力の段階的向上を図るために樹木の伐採、低水路の拡幅等の河道改修を実施する。また、霞堤地区については、関係自治体を実施する建築物の建築制限等の土地利用規制及びきめの細かいハザードマップ等のソフト対策とあわせて小堤の設置などにより浸水被害の軽減を図る。なお、牛川霞については土地利用計画等と調整の上、継続して築堤により無堤部を解消する。さらに、洪水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、河川情報の提供や伝達体制及び避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

一方、豊川水系では豊川からの水供給に依存している東三河地域等の水需要が増大し、近年の少雨化傾向とも相まって、水需給が逼迫しており、河川流量の減少による塩害が発生したり、一部区間で水涸れ状態となっている。また、河川流量の減少に伴う水温の上昇によるアユの大量死という問題も発生している。このため、渇水時における河川流量の確保と既得用水の取水の安定化を図るため、流況安定施設としてのダムを整備するとともに、利水施設を含めた河川流水の総合的な運用を行うために必要な導水施設や情報伝達システムを整備する。また、新規水資源開発施設としてのダムの整備により、地域の発展に寄与する各種用水を確保する。さらに、異常な渇水時においても被害を最小限に抑えるため、河川管理者と利水者相互の情報交換を行い、緊急時における水融通の円滑化を図るなど渇水対策を推進する。

また、多様な動植物の生育・生息環境や良好な景観の確保・保全等に努めるとともに、河道改修やダムの建設にあたっては、河川環境に与える影響をできる限り少なくし、その保全に努める。一方、豊川の豊かな自然にふれあえる場所として、地域のニーズを踏まえつつ、河川空間の整備を行う。また、河川整備にあたっては地域住民が参画できる場を構築し、豊川の自然環境の現状等豊川の魅力について広く情報提供するとともに、地域の意見を反映し、地域と一体となって進める。

河川の維持管理にあたっては、豊川の特性を踏まえ、洪水時や渇水時のほか、平常時の豊川の多様な機能が十分発揮できるよう関係機関や地域住民等との連携を強化し、住民参加による地域と一体となった河川管理を適正に行う。